

社会福祉法人田無の会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人田無の会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 この規程において、評議員等とは、法人の評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員及び人権擁護・虐待防止委員をいう。

(理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により、1日分の報酬及び交通費の実費を支払うことができる。なお、理事長及び理事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、評議員会、評議員選任・解任委員会出席に係る報酬及び交通費の実費を支払わないものとする。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により、1日分の報酬及び交通費の実費を支払うことができる。

3 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により、1日分の報酬及び交通費の実費を支払うことができる。

(理事長、理事、評議員及び評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会(出席)以外の日において、法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表2により、1日分の報酬及び交通費の実費を支払うことができる。

2 理事が、理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたったときは、別表2により、1日分の報酬及び交通費の実費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたったときは、別表2により、1日分の報酬及び交通費の実費を支払うことができる。

4 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたったときは、別表2により、1日分の報酬及び交通費の実費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により、1日分の報酬及び交通費の実費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び交通費の実費を支払わないものとする。

2 監事が、理事会及び評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたったときは、別表2により、1日分の報酬及び交通費の実費を支払うことができる。

3 監事が、理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人・施設運営状況の監査又は指導業務及び法人・施設の指導検査への立会にあたったときは、別表3により、1日分の報酬及び交通費の実費を支払うことができる。

(第三者委員の勤務報酬等)

第6条 第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により、1日分の報酬及び交通費の実費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び交通費の実費を支払わないものとする。

2 第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたったときは、別表2により1日分の報酬及び交通費の実費を支払うことができる。

(人権擁護・虐待防止委員の勤務報酬等)

第7条 人権擁護・虐待防止委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により、1日分の報酬及び交通費の実費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び交通費の実費を支払わないものとする。

2 人権擁護・虐待防止委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたったときは、別表2により、1日分の報酬及び交通費の実費を支払うことができる。

(理事長の勤務報酬)

第8条 第3条第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず、本法人を主たる勤務場所とし、その勤務実態(1日5時間以上)に応じ別表4により報酬を支払うことができる。

2 通勤手当は職員給与規程を準用し、健康保険、厚生年金、介護保険料については一般職員同様、法人負担分を支払うことができる。

(報酬の支給日)

第9条 日額の報酬等は、当月の勤務実績により算定した額を翌月25日に支給する。ただし、当日が休日及び金融機関の非営業日の場合は、その前日とする。

4 月額報酬等は、毎月25日に支給する。ただし、当日が休日及び金融機関の非営業日の場合は、その前日とする。

(出張旅費)

第10条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、別表4により、1日分の報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費及び宿泊費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第11条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員・評議員等の職務証跡)

第12条 法人は、役員・評議員等の法人職務証跡資料として、「法人職務証跡」に必要事項を記載するものとする。

(公表)

第13条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。なお、本規程の施行に伴い、平成27年10月3日施行の「理事、監事及び評議員等の報酬等に関する規程」は、平成29年3月31日をもって廃止する。

改 正

令和2年4月1日

令和4年4月1日

別表1 出席報酬(理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会)

区 分	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	交通費実費
評議員会出席報酬等	10,000円	交通費実費
評議員選任・解任委員会 出席報酬等	10,000円	交通費実費

別表2 勤務報酬

区 分	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	20,000円	交通費実費
理事・評議員業務報酬等	10,000円	交通費実費
監事業務報酬等	10,000円	交通費実費
評議員選任・解任委員業務報酬等	10,000円	交通費実費
第三者委員業務報酬等	10,000円	交通費実費
人権擁護・虐待防止委員業務報酬等	10,000円	交通費実費

別表3 監事業務報酬

区 分	報 酬	実費弁償費
法人監査・指導業務、東京都実地検査・市区町村指導検査立会業務	20,000円	交通費実費

別表4 理事長勤務報酬

区 分	報 酬
週3日従事の場合	月額 280,000円
週4日従事の場合	月額 390,000円
週5日従事の場合	月額 500,000円

別表5 出張報酬、旅費等

報酬(食事代を含む)	旅 費	宿 泊 費	その他
1日あたり10,000円	実 費	実 費	実 費